

＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の病性鑑定の適切な実施、②特に高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱・アフリカ豚熱対策に資する飼養衛生管理の向上、③殺処分の影響を抑制するための農場の分割管理にそれぞれ必要な施設整備を支援します。

＜事業目標＞

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞

1. 病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、家畜の病性鑑定や野生動物の検査を適切に実施するため、病性鑑定検査施設及び関連施設（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の整備を支援します。

2. 飼養衛生管理の向上

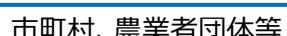
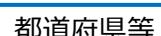
特に高病原性鳥インフルエンザ対策に資する鶏舎入気口フィルター及び細霧装置並びに豚熱・アフリカ豚熱対策に資する養豚場の野生動物侵入防止壁の整備を支援します。

3. 農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を抑制するため、農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる施設（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎等）の整備を支援します。

＜事業の流れ＞

交付（1/2以内）



＜事業イメージ＞

＜1の事業＞

家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、
・遺伝子検査
・解剖及び採材
・病性鑑定畜の保管
等に必要な施設を整備

＜2の事業＞

野生動物侵入防止壁の例



＜3の事業＞

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ

